

# 公募公告

下記のとおり公募に付します。

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 件名 名古屋国税局管内税務署等の庁舎内における食堂の営業
- (2) 履行場所 ①岐阜北税務署（岐阜市千石町一丁目4番地）のうち、名古屋国税局契約担当官が指定する場所  
②浜松合同庁舎（浜松市中区中央一丁目12番4号）のうち、名古屋国税局契約担当官が指定する場所
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする（更新なし）。
- (4) 募集業者数 施設ごとに1業者とする。

### 2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 申請時から過去5年間以内に、保健所から衛生管理面での指摘を受けてないか、又は指摘事項があった場合には、適正な改善措置が図られていること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。
- (6) 営業開始日までに保健所による営業許可を取得できること。
- (7) その他公募説明書等に記載する条件を満たす者であること。

### 3 公募説明書等の交付

- (1) 交付期間 公告日から令和4年10月28日（金）までの午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。
- (2) 交付場所 名古屋国税総合庁舎4階 厚生課事務室

### 4 企画提案書等の受付

- (1) 受付期間 令和4年10月31日（月）から同年11月8日（火）までの午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。
- (2) 受付場所 名古屋国税総合庁舎4階 厚生課事務室

### 5 問い合わせ先

名古屋国税局 総務部厚生課 厚生専門官 白石 達也  
名古屋市中区三の丸三丁目3番2号 電話 052-951-3511（内線3713）

以上公告する。

令和4年10月14日

契約担当官  
名古屋国税局総務部次長 井坂 好孝